

令和6年度第3回高知県公文書管理委員会議事概要

- 1 日時 : 令和7年2月4日(火)14時から16時40分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ
(公文書館)宅間館長、武田次長、三宮チーフ、宮本主幹、今村主幹、
本澤専門員、服部専門員、織田専門員、山本会計年度任用職員

4 議事概要

(1)「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問

以下の公文書ファイルについて、一次選別と二次選別の結果が異なるもの、選別会議で議論されたもの等を中心に公文書館から移管又は廃棄の判断に至る経緯を説明した。

- ・令和5年度第3回公文書管理委員会で継続審議となった農業基盤課の公文書ファイル
- ・令和6年度第2回公文書管理委員会で継続審議となった警察本部警察署の公文書ファイル
- ・令和7年1月14日付けで公文書館長から諮問のあった公文書ファイル(知事部局、教育委員会、県立学校、監査委員事務局及び公立大学法人)

(2)委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告

(3)(1)についての答申

- ・継続審議となった公文書ファイルのうち一部のファイルについて、歴史公文書等該当(移管が適当)及び歴史公文書等非該当(廃棄が適当)と、二次選別結果と異なる措置とすることが適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行った。

(4)条例第32条第1号の規定に基づいた高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について諮問

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の一部の施行により、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則(令和元年高知県規則第36号)第25条第1項第1号及び別記第1号様式の裏面からそれぞれ健康保険証に係る規定を削除する一部改正を行うもの→健康保険の被保険者証廃止に伴い、特定の個人に関する情報が記載された特定歴史公文書等について当該特定の個人が利用請求を行う場合に提示する本人確認書類を定める
- ・上記について適当と認める答申を行うこととした。

5 諮問に関する主な意見

4 (1) について

- ・ 農業基盤課の同和対策関連の公文書ファイル及び警察本部警察署の公文書ファイルについては、集落の写真や地元の情報が記載されていることから、移管された後の取扱いにはかなり配慮していただきたい。
- ・ 経営支援課のはりまや橋、安芸本町、中の橋といった商店街の運営診断、近代化事業等に係る公文書ファイルは歴史的に重要な価値があり残した方がよい。

6 その他

- ・ 公文書管理条例第40条（罰則）に、「1年以下の懲役」と規定されているが、刑法改正により「懲役」と「禁錮」の刑が廃止され、「拘禁刑」が創設され、令和7年6月1日から施行されることから、令和6年12月議会で公文書管理条例をはじめとした県の関係条例を一括して改正し、令和7年6月1日に施行される予定である旨の報告を行った。
- ・ 「令和5年度における高知県の公文書の管理状況について」（案）の報告を行った。
- ・ 公文書館発行の冊子「令和5年度 高知県立公文書館 年報第4号」を資料として、令和5年度の施設の利用状況、特定歴史公文書等の受入・保存の状況、利用請求の状況、公文書館職員の研修の状況等の実績報告を行った。
- ・ 「実施機関別の移管の状況」において、実施機関のうち議会は公文書管理条例上、公文書の移管廃棄の際の協議及び公文書管理委員会への諮問が義務付けられていないため、議会の件数の記載がないが、議会の公文書ファイルの移管を今後どうしていくのかを検討する必要があるという意見があった。
- ・ 会議の開催について、今年度は今回が最後となり、来年度の第1回公文書管理委員会は令和7年7月8日、第2回公文書管理委員会は同年8月5日を予定することとし、日程調整を行った。
- ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。